



2019年12月10日

各 位

会社名 株式会社EMシステムズ  
 (登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)  
 代表者名 代表取締役会長 國光 浩三  
 (コード番号 4820 東証 第一部)  
 問合せ先 取締役常務執行役員経営企画本部長 青田 玄  
 (TEL 06-6397-1888)

株式分割及び定款の一部変更、配当予想の修正並びに株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年12月10日開催の取締役会において、株式分割の実施及び定款の一部変更、配当予想の修正並びに株主優待制度の一部変更について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的にしております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年12月31日(火)(実質上は12月30日(月))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	36,877,200株
今回の分割により増加する株式数	:	36,877,200株
株式分割後の発行済株式総数	:	73,754,400株
株式分割後の発行可能株式総数	:	132,000,000株

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は2019年11月30日現在の発行済株式総数を前提として記載しているものであり、新株予約権の行使により変動する可能性があります。

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年12月10日(火)
基準日	2019年12月31日(火)
効力発生日	2020年1月1日(水)

(3) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を2020年1月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第7回新株予約権	652円	326円

## 2. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 1 月 1 日をもって当社定款第 6 条で定める発行可能株式総数を変更いたします。

### (2) 変更の内容

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>66,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>132,000,000</u> 株とする。

## 3. 株式分割に伴う 2020 年 3 月期の配当予想の修正

上記の株式分割に伴い、株式分割後となる 2020 年 3 月期の期末配当予想につきまして、2019 年 11 月 12 日に公表いたしました「2020 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の配当予想金額を以下のとおり修正いたします。

なお、本件は、株式分割に伴う配当予想の修正であり、2019 年 11 月 12 日に公表いたしました株式分割前 1 株当たりの予想年間配当金額に実質的な変更はございません。

	1 株あたり配当金 (円)		
	第 2 四半期末	期 末	合 計
前回予想 (2019 年 11 月 12 日公表)	円 銭	円 銭 11.00	円 銭 19.00
今回修正予想		5.50	13.50
当期実績	8.00		
前期実績 (2019 年 3 月期)	8.00	11.00	19.00

## 4. 株主優待制度の一部変更

### (1) 変更の理由

今回の株式分割 (2020 年 1 月 1 日 (水) 効力発生) に伴い、保有株式数に応じた優待内容を以下のとおり変更いたします。

### (2) 変更の内容

(変更前)

(下線部分に変更箇所)

保有株式数	優待内容
<u>100</u> 株以上 <u>500</u> 株未満	1,000 円相当の品
<u>500</u> 株以上 <u>1,000</u> 株未満	3,000 円相当の品
<u>1,000</u> 株以上	5,000 円相当の品

(変更後)

保有株式数	優待内容
<u>200</u> 株以上 <u>1,000</u> 株未満	1,000 円相当の品
<u>1,000</u> 株以上 <u>2,000</u> 株未満	3,000 円相当の品
<u>2,000</u> 株以上	5,000 円相当の品

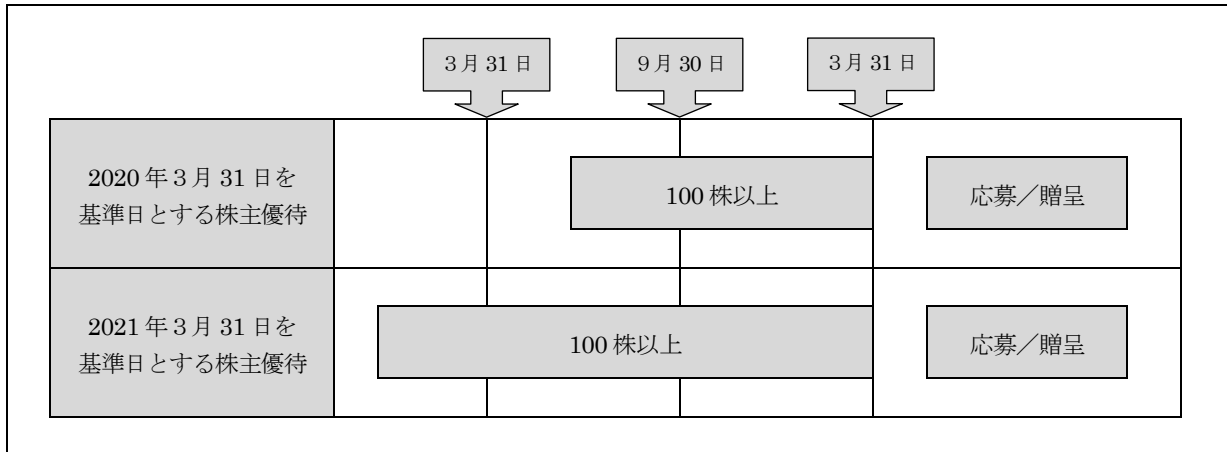
なお、株主優待の対象となる株主様に関する単元株式継続保有期間等の条件につきましては、以下記載のとおり変更ありません。

毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録され、且つ、当社株式1単元（100株）以上を1年以上継続保有（※1）された株主様を対象といたします（年1回）。

但し、導入初年度の2020年3月31日時点の株主様に限り、当社株式1単元（100株）以上を半年以上継続保有（※2）することを条件とさせていただきます。

※1. 1年以上継続保有とは、毎年3月31日の株主名簿に連続して同一の株主番号で記載又は記録されていることといたします。

※2. 半年以上継続保有とは、2019年9月30日及び2020年3月31日に連続して同一株主番号で記載又は記録されていることといたします。



以 上